

# 苫小牧ケーブルテレビ iPad レンタルサービス利用約款

## 第1条(約款の適用)

1. 苫小牧ケーブルテレビ iPad レンタルサービス利用約款(以下「iPad レンタル約款」といいます。)は、苫小牧ケーブルテレビインターネット加入契約約款(以下「基本約款」といいます。)の追加約款であり、基本約款と一体となって適用されます。
2. 基本約款とiPad レンタル約款が抵触する場合、iPad レンタル約款が優先して適用されます。

## 第2条(約款の変更)

1. 当社は、加入者と個別の協議をすることなくiPad レンタル約款を変更することができ、加入者は約款の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 当社は、変更後の約款を速やかに加入者に通知します。
3. 約款が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の約款によります。

## 第3条(サービスの内容・料金)

1. iPad レンタルサービス(以下「本サービス」といいます。)とは、当社が定める iPad 端末(付属品等を含みます。以下同じ。)を1契約につき1台レンタル提供するものです。
2. 本サービスで提供する iPad 端末の機種とレンタル料金は、別表に記載のとおりとします。
3. 本サービスを利用する加入者(以下「利用者」といいます。)が、利用する iPad 端末の機種を申込時に選択するものとしませんが、iPad 端末の在庫状況等により、選択した機種が用意できない場合、当社は利用者へ通知した上で、レンタル提供する iPad 端末の機種を同等の性能を有する別の機種に変更することがあります。
4. 本サービスは苫小牧ケーブル インターネットサービスのオプションサービスとして提供されるものであり、本サービスのみの利用はできません。

## 第4条(サービスの申込と解除)

1. 本サービスを利用しようとする加入者は、当社所定の方法による申込をなし、当社が当該申込を承諾することによって、当社が指定するサービス開始日より本サービスを利用することができます。
2. 当社は、サービス開始日までに利用者に iPad 端末を引き渡すものとします。
3. 利用者は、当社に対し、解除日等の当社指定の事項を解除日から30日前までに当社所定の方法で通知することにより、本サービスの契約を解除することができます。

## 第5条(料金の計算方法)

1. 当社は、利用料金を暦月単位で計算して請求するものとし、暦月の途中でサービスを開始した場合は、翌月1日より課金するものとします。ただし、サービス開始日の属する月のうちに登録を解除する場合は、当該利用者は1月分の利用料金を支払うものとします。
2. 利用者は、暦月の途中で登録を解除する場合であっても、当月末日までの料金を支払うものとします。

## 第6条(最低利用期間)

1. 本サービスの最低利用期間はサービス開始日から36ヶ月間とします。
2. 最低利用期間内に本サービスの契約解除があった場合には、利用者は、満たない期間のレンタル料相当額を、解除料として当社が定める期日までに支払うものとします。

## 第7条(iPad 端末の利用・管理)

1. iPad 端末の所有権は当社に帰属します。
2. 利用者は使用上の注意事項を遵守して iPad 端末を維持管理するものとします。
3. 利用者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) iPad 端末を日本国外に持ち出すこと。
  - (2) iPad 端末を譲渡または担保に供すること。
  - (3) iPad 端末を転貸または売却して第三者に利用させること。
  - (4) iPad 端末を分解、解析、改造、改変などして、引き渡し時の原状を変更すること。
  - (5) 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
  - (6) プログラムの全部または一部を複製、改変、その他機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。
4. 利用者は、iPad 端末を滅失(盗難による場合を含む。以下同じ。)、毀損したとき、および iPad 端末に故障が発生したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
5. 滅失、毀損した場合には、当社は前項の通知を受けた月をもって本サービスの契約を解除するものとし、当該月が最低利用期間内のときは、利用者は第6条に定める解除料を支払うものとします。ただし、iPad 端末が修理可能な状態であるときは、最低利用期間内に限り本サービスの契約を継続し、利用者の負担により修理または交換を行います。
6. iPad 端末に故障が発生し通常の使用ができなくなった場合には、当社は、最低利用期間内に限り当社の負担により修理または交換を行います。ただし、故障の発生が利用者の責に帰すべき事由によるときは、利用者が修理・交換にかかる実費を負担するものとします。
7. iPad 端末を修理・交換する場合に、利用者は、iPad 端末内のファイル・プログラムおよび利用者が記録・保存した情報(以下「iPad 端末内の情報等」といいます。)が消去されることをあらかじめ承諾するものとします。
8. iPad 端末の故障、修理・交換などにより本サービスが利用できない期間が生じた場合でも、利用者は当該期間のレンタル料を支払うものとします。

## 第8条(当社が行う契約の解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、利用者へ通知、催告した上で、本サービスの契約を解除することができるものとします。

- (1) 苫小牧ケーブル インターネットサービス契約が解除された場合
- (2) iPad レンタル約款に違反する行為があった場合ないしそのおそれがある場合

## 第9条(契約終了後の返還義務)

1. 利用者は、本サービスの契約が終了した場合は、当社の指示に従い、iPad 端末を返還するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者から iPad 端末が返還されない場合、当社は利用者に対し、iPad 端末が返還されるまでの間、レンタル料金を請求することができますと同時に、別途定める違約金等を請求するものとします。
3. 返還の際、利用者は iPad 端末内の情報等をすべて消去し iPad 端末の原状回復を行うものとします。消去されていない情報があった場合、当社は利用者へ通知することなく、当社が定める方法で消去するものとします。

## 第10条(免責)

1. 当社は、利用者が iPad 端末をその本来の用法に従った利用をした場合に、正常に機能することのみを保証し、利用者の使用目的への適合性については担保しません。
2. 本サービスの利用、あるいは利用できないことに起因して、利用者またはその他第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、当社はいっさいの責任を負いません。
3. iPad 端末の故障、毀損などにより iPad 端末内の情報等が消失したことに起因して、利用者またはその他第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、当社はいっさいの責任を負いません。

## 付則

本約款は2014年9月1日より実施します。